

議長（福田会長）

報告第1号「会長職務代理の指定について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

報告第1号「会長職務代理の指定について」、ご説明いたします。資料の13ページをご覧いただきたいと思います。

協議会会長の職務代理につきましては、協議会規約第6条第3項の規定により「会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する」となっております。したがって、会長から会長職務代理の指定をお願いしたいと思います。

福田会長

協議会規約第6条第3項に基づき、私から指名をさせていただきます。

会長職務代理は上三川町の猪瀬副会長をお願いをしたいと思います。猪瀬副会長、よろしく願いいたします。